

令和3年度から  
介護保険料が変わります

# 65歳以上の皆様へ 介護保険料改定のお知らせ

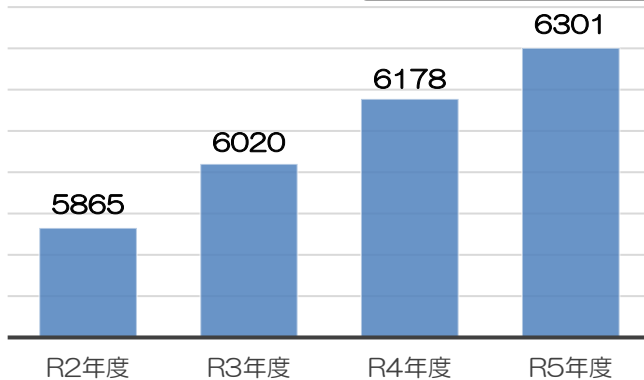
平成12年4月にスタートした介護保険制度は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間に入ります。新発田市では、この期間の介護保険サービス利用状況等を推計して第8期計画を策定し、介護保険料を見直しました。

介護保険制度は、介護を必要とする方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように、社会全体で支えていくための制度です。介護保険料は、制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、納付にご協力をお願いいたします。

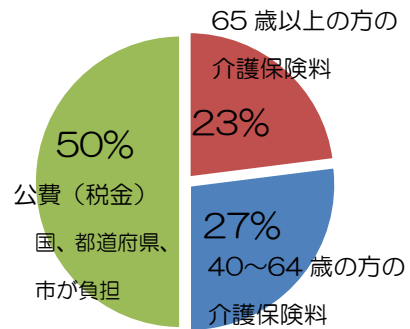
## 第8期保険料の決まり方

### 要介護認定者数推計

R2年度と比較して7.5%の増



### 介護保険の財源



介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分  
23%

÷

65歳以上の方の人数

=

新発田市の令和3から5年度の介護保険料の基準額71,400円（年額）

## 第8期保険料の改定内容

第7期介護保険料  
基準額（年額）

69,600円

1,800円増

第8期介護保険料  
基準額（年額）

71,400円

※ただし、各所得段階によって増額する金額は異なります。

令和3年度から所得段階の区分は次のように変わります

所得段階	対 象 者	保険料額(年額)
第1段階 (基準額×0.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者</li> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方</li> </ul>	35,700円 公費軽減後 21,400円
第2段階 (基準額×0.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	50,000円 公費軽減後 32,100円
第3段階 (基準額×0.75)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える方</li> </ul>	53,600円 公費軽減後 50,000円
第4段階 (基準額×0.95)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方</li> </ul>	67,800円
第5段階 (基準額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える方</li> </ul>	71,400円
第6段階 (基準額×1.25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	89,300円
第7段階 (基準額×1.35)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 ※200万円から210万円へ変更</li> </ul>	96,400円
第8段階 (基準額×1.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 ※300万円から320万円へ変更</li> </ul>	114,200円
第9段階 (基準額×1.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方 ※300万円から320万円へ変更</li> </ul>	121,400円

※第1から3段階は公費による保険料軽減の適用により、保険料が軽減されます。

※介護保険制度上における合計所得金額等は、令和2年分から行う所得税法等に基づく所得の控除等は適用せず、従前の計算方法で所得段階を算定します。

【問合せ先】 新発田市 高齢福祉課 介護保険係  
電話 0254-22-3030 (代表) 内線1224~1227